

No.32

法令名	旅館業法
根拠条項	第 3 条第 1 項
処分の概要	旅館業の許可
法令の定め	<p>第 3 条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。第 9 条を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル營業、旅館營業又は簡易宿所營業の許可を受けた者が、当該施設において下宿營業を經營しようとする場合は、この限りではない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>二 第 8 条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 2 号の一に該当する者があるもの</p> <p>3 第 1 項の許可の申請に係る施設の設置場所が次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）</p> <p>二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前 2 号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの。</p> <p>4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第 1 項の許可を与える場合には、あらかじめその施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附属の国立学校（学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第 46 条に規定する行政庁の意見を、前項第 3 号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。</p>

- 5 第2項又は第3項の規定により第1項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもって、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第1項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を付することができる。

(構造設備の基準)

旅館業法第3条第2項に規定する施設の構造設備の基準は下記に定めるとおりとする (本文省略)

- 施行令第1条～第2条
- 施行規則第5条
- 施行条例第2条～第6条

(営業許可の申請)

施行規則第1条 旅館業法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。) に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日 (法人にあってはその名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し)
- 二 営業施設の名称及び所在地
- 三 営業の種別
- 四 営業施設が第5条第1項に該当するときはその旨
- 五 営業施設の構造設備の概要
- 六 法第3条第2項第1号から第3号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

施行細則第8条 省令第1条に規定する申請書は、別記第1号様式 (省略) によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。ただし、下宿営業の許可の申請書については第4号及び第5号の図面の添付は要しない。

- 一 法第3条第3項各号に定める施設の位置を明示した当該許可の申請に係る施設の設置場所の周囲100メートル以内の見取図
- 二 施設及び施設に付属する工作物の配置図
- 三 施設の構造設備を明らかにした各階平面図
- 四 施設及び施設に付属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等を明らかにした立面図
- 五 玄関帳場その他これに類する設備の構造設備の詳細図

審査基準

法令に定める他、次の通知等による

- ・旅館業法の一部を改正する法律等の施行について
昭和32年8月3日 衛発第649号 厚生省公衆衛生局長通知
- ・旅館業法の一部を改正する法律の施行について
昭和45年6月11日 環衛第83号 厚生省環境衛生局長通知

	<ul style="list-style-type: none"> ・営業三法の運営について（業の解釈） 昭和25年4月26日 衛発第358号 厚生省公衆衛生局長通知 ・下宿営業の範囲について 昭和61年3月31日 衛指第44号 厚生省生活衛生局指導課長通知 ・旅館業法の疑義について 昭和44年7月7日 環衛第9096号 厚生省環境衛生課長回答 ・旅館の床面積の算定について 昭和46年6月24日 環衛第114号 厚生省環境衛生局環境衛生課長回答 ・無窓客室に対する旅館業法の取扱について 平成元年9月20日 衛指第161号 厚生省生活衛生局指導課長回答 ・営業関係施設の増改築等による取扱について 昭和40年8月23日 環第3265号 衛生部長通知 ・旅館業法施行細則の一部改正について 昭和61年4月7日 食品第57 衛生部長通知 ・旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則及び興行場法施行細則の一部改正について 昭和63年4月1日 食品第8号 衛生部長通知 ・飲用に適する水については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用を受けているもの 2 井戸水等については、次の水質検査をうけているもの 水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、PH、味、におい、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1 トリクロロエタン等に代表される有機溶剤のうち、周辺の水質検査の結果等から判断して必要となる事項。 						
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総 期 間</td> <td style="text-align: center;">15日（注：休日は含まない）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td style="text-align: center;">日（ ）</td> </tr> <tr> <td>処理機関</td> <td style="text-align: center;">15日（ ）</td> </tr> </table>	総 期 間	15日（注：休日は含まない）	経由機関	日（ ）	処理機関	15日（ ）
総 期 間	15日（注：休日は含まない）						
経由機関	日（ ）						
処理機関	15日（ ）						
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課						
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課						
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）						
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm						

No.33

法令名	旅館業法
根拠条例	第 3 条の 2
許認可等の種類	旅館業の地位の承継の承認（法人の合併）
法令の定め	<p>第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの</p> <p>4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。</p> <p>5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。</p> <p>第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</p>

	<p>2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>施行規則第二条 法第三条の二第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名</p> <p>二 合併又は分割の予定年月日</p> <p>三 営業施設の名称及び所在地</p> <p>四 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 前項の申請書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。</p> <p>施行細則第8条の2 省令第2条に規定する申請書は、別記第2号様式（省略）によるものとする。</p>
<p>審査基準</p>	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場等の一部改正について 昭和60年12月24日 衛指第270号 厚生省生活衛生局長通知 ・ 興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の一部改正に関する質疑応答について 昭和61年1月30日 事務連絡 厚生省公衆衛生局指導課 ・ 旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則及び興行場法施行細則の一部改正について 昭和61年6月21日 食品第312号 衛生部長通知
<p>標準処理期間</p>	<p>総 期 間 15日（注：休日は含まない。） 経 由 機 関 日 処 分 機 関 15日（ ）</p>
<p>処分担当課</p>	<p>各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課</p>
<p>申請先等</p>	<p>各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）</p>
<p>備 考</p>	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm</p>

No.34

法令名	旅館業法
根拠条項	第3条の2
許認可等の種類	旅館業の地位の承継の承認（法人の分割）
法令の定め	<p>第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル營業、旅館營業又は簡易宿所營業の許可を受けた者が、当該施設において下宿營業を經營しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの</p> <p>4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校（学校教育</p>

法第二条第二項 に規定する国立学校をいう。) であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法 に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条 に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

施行規則第二条 法第三条の二第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 合併又は分割の予定年月日

三 営業施設の名称及び所在地

四 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

施行細則第8条の2 省令第2条に規定する申請書は、別記第2号様式（省略）によるものとする。

審査基準

法令の定めによる

標準処理期間

総 期 間 1 5 日・月 （注：休日は含まない。）

経由機関 日・月 （)

	協議機関 日・月 () 処分機関 15 日・月 ()
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.35

法令名	旅館業法
根拠条例	第3条の3
許認可等の種類	旅館業の地位の承継の承認（個人の相続）
法令の定め	<p>第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの</p> <p>4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。</p> <p>5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。</p> <p>第三条の三 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から</p>

	<p>その承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。</p> <p>4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。</p> <p>施行規則第三条 法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄 二 被相続人の氏名及び住所 三 相続開始の年月日 四 営業施設の名称及び所在地 五 法第三条第二項第一号又は第二号に該当することの有無及び該当するときの内容</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 戸籍謄本 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>施行細則第8条の3 省令第3条に規定する申請書は、別記第3号様式（省略）によるものとする。</p>						
<p>審査基準</p>	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場等の一部改正について 昭和60年12月24日 衛指第270号 厚生省生活衛生局長通知 ・ 興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の一部改正に関する質疑応答について 昭和61年1月30日 事務連絡 厚生省公衆衛生局指導課 ・ 旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則及び興行場法施行細則の一部改正について 昭和61年6月21日 食品第312号 衛生部長通知 						
<p>標準処理期間</p>	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>15日（注：休日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15日（ ）</td> </tr> </table>	総期間	15日（注：休日は含まない。）	経由機関	日	処分機関	15日（ ）
総期間	15日（注：休日は含まない。）						
経由機関	日						
処分機関	15日（ ）						
<p>処分担当課</p>	<p>各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課</p>						
<p>申請先等</p>	<p>各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課</p>						
<p>問い合わせ先</p>	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）</p>						
<p>備考</p>	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm</p>						